

# 周南市地域公共交通計画策定調査等業務 仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、周南市地域公共交通会議が発注する「周南市地域公共交通計画策定調査等業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

## 2 業務目的

周南市では、平成 27（2015）年度に「周南市地域公共交通網形成計画」、平成 28（2016）年度に「周南市立地適正化計画」、令和 2（2020）年度に「周南市地域公共交通計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを推進している。

このうち、令和 2（2020）年度策定の現行計画について、令和 7（2025）年度に計画期間が満了することから、これまでの地域公共交通に係る周南市の取組を総合的に検証し、現状における地域公共交通の課題や市民ニーズの変化等を把握するとともに、今後の周南市にとって望ましい持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図ることを目指し、現行計画を改訂した「周南市地域公共交通計画」（以下、「改訂計画」という。）を策定するにあたり、策定に係る調査及び支援等の業務を行うことを目的とする。

## 3 対象区域

本業務の対象区域は、原則として周南市全域とする。

ただし、路線バスについては、地域間幹線バスシステムも対象とする。

## 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで

## 5 業務内容

現時点で想定する業務の内容は次のとおりである。

ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第

59号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく協議会である周南市地域公共交通会議(以下、「交通会議」という。)における協議等により、一部業務内容を調整することがある。

また、改定計画は、国土交通省による「地域公共交通計画のアップデートガイダンス」(以下、「アップデートガイダンス」という。)の最新の内容に準拠するものとする。

### (1) 計画準備

受注者は、業務の主旨を十分に把握したうえで、業務の実施方針、内容、スケジュール及び体制等を記した業務実施計画書を作成し、発注者に提出して、承認を得ること。

なお、本業務に係るスケジュールの概要は、次のとおりとする。

4 業務内容	4月	9月	12月	3月
(2) 地域の公共交通等に係る現況等の調査		←→		
(3) 公共交通に係るニーズ把握と問題点・課題の整理		←→		
(4) 改訂計画(案)のとりまとめ			←→	
(5) 交通会議の開催等の支援		←→	←→	←→

### (2) 地域の公共交通等に係る現況等の調査

アップデートガイダンス Ver1.0「手順書」における「活用できるデータの例」及び「データ活用の手引き」における「【参考】基礎データ項目一覧」を確認したうえで、既存の統計データの収集・整理により、周南市の地理的条件や道路網の状況、人口分布、施設立地(病院、公共施設、商業施設等)、人流等の地域特性を把握・整理する。

現在の公共交通(鉄道、路線バス、コミュニティバス、航路、タクシー)

の現状（ルートや頻度等のサービス状況等）及びスクールバス等その他輸送資源の現状を把握・整理する。

路線バスの OD データ等を活用し利用者数等を把握・整理する。

なお、把握・整理するデータは、国等が運用するダウンロードサイトから取得可能なものについては、受注者が適宜収集するものとし、個別に取得依頼する必要があるものについては、発注者から受注者に提供または貸与するものとする。また、人流データ等、民間事業者からの購入が取得の前提と想定されるデータについては、必要に応じて発注者が提供または貸与するため、受注者が購入する必要はない。

### （３）公共交通に係るニーズ把握と問題点・課題の整理

市内４，０００世帯を対象としたアンケート調査により、買い物・通院等の移動先、手段、頻度等を把握し、地域全体の移動需要を整理する。

アンケート調査にあたって、設問の案の作成、調査票の印刷、郵送配布・郵送回収、データ整理・分析・とりまとめは受注者が行うものとし、宛名ラベルの作成は発注者が行うものとする。

アンケート調査の結果及び５（２）で把握・整理した現況等を活用し、潜在的な公共交通利用の可能性のある市民の状況を整理する。

福祉、教育等の周南市の他の施策も含めた地域における輸送資源の抽出及び様々な輸送手段の組み合わせの検討を行う。

現行計画における課題や施策に対する評価、今後の方向性も含め、地域にとって望ましい持続可能な公共交通ネットワークの形成にあたっての公共交通の問題点・課題を整理する。

AI・IoT等の新技術の急速な進展や、公共交通を取り巻く法改正を踏まえ、公共交通利用者や事業者の利便性の向上に資する新たな取組についての検討を行う。

### （４）改訂計画（案）のとりまとめ

５（２）及び５（３）の結果をもとに、周南市における上位・関連計画で

ある「第3次周南市まちづくり総合計画」、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」等を踏まえつつ、他の施策とも連携した持続可能な公共交通ネットワークのあり方についての基本方針の案をまとめる。

基本方針の案に沿って、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた目標、事業内容、事業の実施主体、スケジュール等を具体的に反映させた改訂計画の案を取りまとめる。

改訂計画の案の紙面のデザイン及びレイアウト編集を行う。紙面は視覚的に理解しやすく統一されたものとする。

#### (5) 交通会議の開催等の支援

交通会議において5(2)、5(3)及び5(4)の結果を協議するにあたり、改訂計画に係る資料作成、出席及び議事録作成を行うとともに、市民参画手続（パブリック・コメントを想定）における対応支援を行う。

なお、資料の印刷は、発注者が行う。

また、本業務に係る交通会議は、5(1)のとおり3回を予定している。

### 6 打合せ

打合せは、業務着手時1回、中間2回、成果品納品時1回の計4回を想定している。

なお、履行期間中は、業務に関する質疑等を適宜、電話、電子メールにより確認し、監督員と協議すること。

また、着手時及び成果品納品時の打合せは、管理技術者が出席するものとする。

### 7 成果品

全てデータ納品とする。

(1) 改訂計画データ : 1部

※A4判、30頁程度を想定

(2) 改訂計画概要版データ : 1部

※分量の目安として A4 判換算で 8 頁程度

(3) 改訂計画資料編データ : 1 部

※A4 判、30～50 頁程度を想定。5 (2) で把握・整理した現況等のデータ及び 5 (3) で実施したアンケート調査のデータ整理・分析・とりまとめ結果を収録

(4) 上記データを含む本業務において作成した資料一式を格納した DVD-ROM、HDD 等の外部記録媒体 : 電子納品

※提出形式は Microsoft word、Microsoft excel、Shape ファイル等の修正が容易なオリジナルデータ及び PDF データとする。

## 8 留意事項

(1) 管理技術者及び照査技術者の資格要件

本業務における管理技術者及び照査技術者の資格要件は、次のいずれかとする。なお、照査技術者は、管理技術者と兼任できない。

①技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条に規定する技術士（都市及び地方計画）

②社団法人建設コンサルタント協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者（都市計画及び地方計画）

(2) 地域公共交通計画の策定に係る業務の受注実績

令和 2 年 4 月 1 日以降において、人口 10 万人以上の自治体または人口 10 万人以上の自治体において組織された地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が発注した地域公共交通計画の策定に係る業務の受注実績を有すること。

## 9 成果品の帰属等

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含め全て発注者及び周南市に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。

業務完了後、成果品の内容に誤り、不備等が発見されたときには、受注者は速やかに訂正、補足等の必要な対応を行わなければならない。

履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者において処理するものとする。